

太子町議会の個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 3 日

兵庫県太子町議会議長 清 原 良 典

議会規則第 1 号

太子町議会の個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

太子町議会の個人情報の保護に関する条例施行規則（令和 5 年議会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 5 号中「第 19 条の 4 第 1 項第 5 号」を「第 19 条の 4 第 1 項第 4 号」に改め、同条第 16 号中「第 12 条第 3 項の被保険者証の番号及び保険者番号」を「第 201 条の 2 第 1 項に規定する被保険者番号等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、この規則による改正後の第 3 条第 5 号の規定は、令和 8 年 6 月 14 日から施行する。